

事 務 連 絡
令和元年 11 月 5 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当課
各指定都市社会保障・税番号制度担当課
御中

総務省自治行政局住民制度課

「個人番号カード又は電子証明書有効期限切れ通知に伴う
対応について（依頼）」の周知について

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進及びマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、令和元年 9 月 11 日付けの地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）の事務連絡「個人番号カード又は電子証明書有効期限切れ通知に伴う対応について（依頼）」（別添 1）において、マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限を迎え、更新手続きが必要な者（以下「更新対象者」という。）に対して機構が更新時期等を通知することが周知されたところです。

また、令和元年 10 月 23 日付けの機構の事務連絡「個人番号カード又は電子証明書有効期限通知書の送付物に関する資料の送付について（通知）」（別添 2）において、機構から更新対象者に送付を予定しているパンフレット等をお示したところであり、当該パンフレットには、暗証番号を忘れた場合の手続など、更新手続きを円滑に行うための更新対象者向けの留意事項等が記載されております。

各都道府県におかれては、この旨を承知の上、域内の指定都市を除く市町村に周知いただくようお願いいたします。

担当：総務省自治行政局住民制度課
仁木係長、内山官、池田官
電話：03-5253-5517（直通）